

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和8年6月8日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
(法人番号 9011005001123)

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表します。

1. 環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）で環境配慮契約の具体的な契約方法が定められている①電気の供給を受ける契約（裾切り方式※1）、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約（総合評価落札方式※2）、③船舶の調達に係る契約（船舶の設計（プロポーザル方式※3）、小型船舶の調達（裾切り方式））、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約（プロポーザル方式）、⑥建築物の維持管理に係る契約、⑦建築物の改修に係る契約、⑧産業廃棄物の処理に係る契約（裾切り方式）のうち、①及び⑦に関して以下のとおり契約を締結しました。

① 電気の供給を受ける契約

当機構本所、バイオテクノロジーセンター（木更津）、大阪事業所、製品安全センター燃焼技術センター、東北支所及び九州支所においては、使用する電気の調達に関して、環境配慮契約とされる裾切り方式による入札により電力供給契約（高圧）を締結しました。

その他の支所においては、合同庁舎又は賃貸ビルに入居していることから、入札を行っていません。

⑦ 建築物の改修に係る契約

入札により計8件（当機構本所（3件）、バイオテクノロジーセンター（木更津）（3件）、東北支所（1件）及び北陸支所（1件））の契約を締結しました。

その他においては、調達の実績はありません。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための独立行政法人製品評価技術基盤機構における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人製品評価技術基盤機構グリーン調達推進体制」を活用することとしています。

※1 入札参加資格を設定し、基準を満たした事業者の中から価格に基づき落札者を決定する方式

※2 価格にかかる評価点のほかに、価格以外の要素に係る評価点を評価対象に加えて品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を考慮した結果、最も優れた者を落札者とする方式

※3 設計者や設計組織の持つ想像力、技術力、経験などを技術提案書（プロポーザル）から評価し、その設計業務の内容に最も適した設計者を選ぶ方式